

令和3年第4回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和3年4月23日（金） 16時30分開会
17時20分閉会
2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室
3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳
4. 会議に出席した職員
教育長 勝本真二
教育次長 山本昭彦
学校教育課理事 田中 真
教育総務課長 森本陽子
生涯学習課長 北野靖之
教育総務課 課長補佐 峰 修子
5. 会議日程
開会
日程第1 会議録の承認について
日程第2 報告
日程第3 議事
 - (1) 議案第11号 長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部を改正する要綱について
 - (2) 議案第12号 長与町第2期教育振興基本計画の策定について
 - (3) 議案第13号 長与町社会教育委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
 - (4) 議案第14号 長与町社会教育推進指導員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
 - (5) 議案第15号 長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
 - (6) 議案第16号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
 - (7) 議案第17号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて

- (8) 議案第 18 号 21 世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
- (9) 議案第 19 号 長与町文化財保護委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
- (10) 議案第 20 号 長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
- (11) 議案第 21 号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 その他

- (1) 令和 3 年度学校訪問の日程変更について
閉会

議事録

○山本教育次長

皆さんこんにちは。

会議に入ります前に、4 月より事務局に異動がありましたので、御紹介をいたします。

教育委員会理事で、学校教育課長の田中理事でございます。

○田中理事

田中でございます。どうぞよろしく願います。

○山本教育次長

それから、教育総務課長の森本課長でございます。

○森本課長

森本です。どうぞよろしく願います。

○山本教育次長

それでは、会議に入りたいと思います。

定足数に達しておりますので、令和 3 年第 4 回定例教育委員会を開催いたします。

初めに、勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

改めましてこんにちは。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前は、桜の季節だったのですが、あっという間にツツジの季節になりました。

4 月に入り、各学校では、始業式、入学式等、順調に、これまで以上にスムーズにスタートを切っております。

ただ、昨日、コロナの第 4 波、大きな波が来たなど。というのが、昨日、45 人の陽性者が発生したということで、本日は、午後 1 時半から臨時の校長会を開いて、コロナ対応についての話し合いをしたところです。常に危機意識を持ちながら、迅速に対応できるように、今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、御支援御協力のほどよろしくお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。本日はど

うぞよろしくお願ひします。

○山本教育次長

それでは次に、3月25日に開催をいたしました、教育委員会の会議録につきまして、御承認をお願いしたいと思います。

御承認いただけますでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

ありがとうございました。

それでは続きまして次第4の報告。まず、教育行政報告でございます。

1ページをお願いいたします。

初めに教育総務課です。

教育総務課では、4月1日に、教育相談指導員、社会教育指導員、各公民館の館長、それから今年度、長与町内小中学校に新規採用教職員として着任された、9人の先生方に辞令交付を行っております。

次に、学校教育課です。

学校教育課では、小中学校が4月6日に始業式を行い、4月7日には小中学校の入学式を、新型コロナウイルス感染防止を図りながら執り行いました。

小学生401名、中学生389名の新入生を迎えております。

最後に生涯学習課です。

生涯学習課では、4月19日に、地域公民館連絡協議会理事会を行いました。

5月17日に予定しておりました、同協議会の総会でございますけれども、現状において、新型コロナウイルスの感染拡大が見られることから、書面決議とすることが決定されております。

また、同日の社会教育推進指導委員会ですが、令和3年度、令和4年度の活動方針と、令和3年度の事業について協議をいたしました。

また、任期満了に伴い、新たに2名の方を推進指導員として加えて、これからの活動を行ってまいります。

それから4月22日、長与町子ども会育成会連絡協議会評議員会でございますが、老人福祉センターで開催を予定しておりましたけれども、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、急でございましたが、会議を取りやめて、書面での決議とすることといたしております。

以上が教育行政報告でございます。

次に、学校事故報告と委任事項の報告でございますけれども、学校事故の報告、そして委任事項ともございません。

以上で報告を終わらせていただきます。

これまでで、御質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、次第の5、議事に移りたいと思います。

議事の進行を勝本教育長をお願いいたします。

○勝本教育長

では議事に入らせていただきます。

議案第11号 長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部を改正する要綱についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第11号 長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部を改正する要綱につきまして、提案理由を申し上げます。

資料は2ページから4ページになります。

今回の改正は、資料等印刷物の電子化や消耗品等の購入について、更なる精査を行うことにより、補助金額の縮減を図るものでございます。

これまでの研究発表校の補助額25万円を5万円、それから研究発表校以外の研究実施校の補助額10万円を3万円とするものでございます。

4ページに新旧対照表をつけておりますので、御審議の方、よろしく願いいたします。

○勝本教育長

議案第11号についての質疑はございませんか。

○廣田委員

減額となると、必要なものが買えなくなるのではないかと思います、大丈夫なのでしょうか。

○山本教育次長

これまで、研究発表校の補助金25万円で、消耗品等を購入していただいておりますが、真に必要な消耗品ではないということはないのですが、研究発表に必要なものだけを補助するとして、研究発表校に助成をするという形に変更させていただいております。

消耗品等を購入する場合には、学校予算として消耗品費が別にありますので、そちらのほうで対応していただくということで、今回、25万円を5万円、20万円の減額となっておりますけれども、学校の校長先生等ともお話をさせていただいて、この額で十分いけるということでございましたので、今回改正をさせていただきたいということでございます。

○廣田委員

ありがとうございます。

現場の先生方がそれで大丈夫だとおっしゃるのでしたら、大丈夫だと思います。

ありがとうございます。

○勝本教育長

私が言う必要はないのですが、財政が厳しい折、他のものに有効活用しよう。

予算の削減ができるところは、そのようにしようと学校と相談して、本当にぎりぎりの状態にしております。そして減額した額を集めたものを、他に充てるという考えでおります。以上です。

他にございませんか。

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第12号 長与町第2期教育振興基本計画の策定についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

それでは、議案第12号 長与町第2期教育振興基本計画の策定につきまして、提案理由を申し上げます。

資料は5ページになります。

それと、別添資料として、長与町第2期教育振興基本計画（案）をつけております。

先月の第3回定例教育委員会で、委員の皆様に御意見等をお願いしておりましたこの教育振興基本計画につきまして、最終案として上程をさせていただいております。

長与町で策定いたしました、令和3年度から10か年の基本構想、それから、その前期5か年の基本計画、第10次総合計画の基本目標や戦略プロジェクトなどと整合性をとりながら、教育委員会での施策や事業を盛り込んで策定をいたしております。

令和3年度から令和7年度までの5年間の長与町の第2期教育振興基本計画となります。

教育振興基本計画（案）の中身について、簡単にではございますけれども、御説明をさせていただきます。

長与町第2期教育振興基本計画（案）の、1ページをお開きください。

こちらに、長与町第2期教育振興基本計画の策定の趣旨ということで、教育行政に関しましては、超スマート社会、ソサエティ5.0の実現に向けた動き、それから教職員の働き方改革の推進等、社会の変化が加速する中で、子供たちを取り巻く環境は、より複雑になり、それから学校運営等の課題等も強く求められるようになってきております。

このような中で、本計画では、教育部門において、新たな時代に対応した取組を進めていけるよう、より具体的に、令和3年度から令和7年度までを計画年度として長与町の教育の進む道筋を示す指針として、この計画を策定したものでございます。

次に2ページ、県計画の概要でございます。

こちら、国の教育振興基本計画、それから県の第3期長崎県教育振興基本計画との連携や、国の学習指導要領を参酌しておりますので、その辺をわかりやすく施策に関して、図で示しております。

それから、（2）の計画の期間でございますが、先ほども申しました、2021年度、令和3年度から、2025年度の令和7年度までとなっております。

次のページ、3ページになります。

こちら、国や県の動向と教育にかかる動きといたしまして、これからは先程も言いました超スマート社会、ソサエティ5.0に向けて、人工知能、そしてビッグデータの活用など、技術革新が急速に進んでおります。

全ての人が、豊かな人生を生き抜くために、必要な力を身につけ、活躍できるようにする上での教育の果たす役割が大きいということで、国におきましても、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することを目標とする国の計画、それから長崎県では、ふるさと教育の推進、確かな学力の育成のほか、活力ある地域づくりを進めるための施策展開をしているということについて、こちらの方触れさせていただいております。

次のページ4ページになります。

こちら、長与町の教育方針と教育努力目標ということで、掲示させていただいております。

下に長与町教育努力目標を8つ上げさせていただいております。

こちらの方、総合計画と整合性をとりながら上げさせていただいております。

一つ目、乳幼児教育の充実推進。

二つ目、学校教育の充実といたしまして、自他の幸せのためによりよい未来をつくり上げる資質や能力の育成。

三つ目、青少年の健全育成ということで、家庭や学校、地域が一体となった青少年の健全育成。

四つ目、生涯学習の推進ということで、学び合う心を育てる生涯学習の推進。

五つ目、生涯スポーツの推進で、健康で活力ある町民を育てる生涯スポーツの推進です。ここが振興となっておりますけれども、推進の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

六つ目、文化芸術の振興、心豊かな郷土を育む文化芸術の振興。

七つ目、人権の尊重として、支え合える社会をつくる人権・同和教育の推進。

八つ目、最後に平和意識の高揚として、恒久平和の発信と平和意識の高揚としております。

次のページ、5ページになります。

6番 基本目標です。こちらは、長与町教育大綱の中にある基本目標を示させていただいております。

次に6ページ、計画の進行管理及び公表ですが、この計画に基づいて、これから取り組んでいくわけでございますけれども、計画を着実に進行していくためには、PDCAサイクルが必要になりますので、こちらに基づいて成果や課題を検証しながら、次年度の施策の推進、改善に取り組んでいくということでございます。

次、7ページ、8ページになりますけれども、こちら8番、今後5年間の具体的取組ということで、計画体系図を載せております。

星印、黒丸をつけておりますけれども、これらは総合計画と整合性をとりながら、主な取組や、星印が戦略プロジェクトになっておりまして、少子高齢化と人口減少対策として推し進めるための戦略プロジェクトということで、掲載をさせていただいております。

続きまして10ページから、これから5年間行っていくための個別施策ということになります。

それぞれの施策ごとに、主な取組と具体的な取組、それから指標を現状値として令和元年度の値を載せておりました、令和7年度までの目標値も載せて示させていただきます。

この目標値等々達成できるように、これから取組を進めてまいりたいと思っております。

簡単でございますけれども、説明のほうは以上となります。

御審議の方よろしくお願いいたします。

○山本委員

御説明ありがとうございました。

先月、事前にこちらの資料をいただいて、見せていただきましたが、あれからの変更点っていうのはどこかあるのでしょうか。

○峰課長補佐

前回、計画案をお配りして、委員さん方からの意見の聴取をさせていただきましたが、本文への変更等は特にございませんでした。ですが、先ほど次長より、努力目標の誤りについての説明がございました箇所を、修正をさせていただきます。

他にレイアウトですとか、若干でございますが変更がありました、内容についての大きな変更等はあってございません。以上です。

○山本教育委員

わかりました。ありがとうございました。

○勝本教育長

他にございませんでしょうか。

○仁田委員

御説明ありがとうございました。

町の予算を割いてのGIGAスクール構想ということで、今までも何度かにわたって、構想の概要みたいなものは私なりに把握といたしますか、考えてきたのですけれども、実際問題、具体的に走り出すといたしますか、子供たちにタブレットが渡り、先生方も暗中模索だと思っておりますけれども、その辺の流れといたしますか計画は、どのような計画になっているのでしょうか。

○田中理事

現在、新しい年度になりまして、各学校で児童生徒への指導として、取り扱いの注意であったり、情報モラルであったりといったところの指導を入れているところであります。

実際に授業で使っている学校もございますし、特に、小学校低学年に関しましては、特に1年生等についてはですね、取り扱い等について丁寧に説明をしているところになります。

今後、長与GIGABOXという形で、GIGAスクール構想を展開しておりますけれども、定期的に各学校の担当者との会合を、4月はオンラインで実施しましたが、可能であれば、集まったりしながらですね、特に夏休み、夏季休業期間を利用して、その活用等についての研修を深めていければと思

っておりますし、また各学校においても、研修を進めているところになります。よろしいでしょうか。

○仁田委員

はい、ありがとうございます。

細かい事ですが、子供たち、特に小学生がタブレットを手にしての感想といますか反応は、どういったものがあつたのでしょうか。

まだ始まったばかりだと思ふのですけれども、戸惑いとかそういうものはないのかなと思ふものですから、教えてください。

○田中理事

まだ、全てのというか、多くの意見を聞いているところではございませんけれども、確かに、おっしゃられるように、子供によっては、戸惑いを持つ子供たち、初めてさわる子供たちもいることですから、そういうことはあるかと思ひます。また、一方でこんなことも出来たという喜びであつたり、実際、自分のタブレットとして扱うことに興味を持つ生徒等もいたと聞いております。

○仁田委員

わかりました。ありがとうございます。

子供たちのいろんな反応があるのは当然だと思ふのですけれども、少しでも早く自分のものとして、スタート時点は協力し合いながら、取り組んでいけたらいいかなと思つておりますので、よろしく願ひします。

○勝本教育長

他ございませんか。

○廣田委員

今お話を伺つていて、とても丁寧に教育委員会も指導してくださつていますし、学校現場も頑張つていると思ふんですが、学習等の指導内容が削減されたわけでもないところに、タブレットの扱い方を、使えるようになるまで指導するとか、授業の中にどう生かしていくかということを進めていくとか、そういうことに時間がすごく割かれると思ふんですね。

それで、これはお願いなのですが、もし学校現場が、それでとても窮屈な思ひや、先生方の心の余裕がなくなると、それが子供たちに反映して、子供たちも心の余裕をなくして、問題行動が起きたりということがあつたりしますので、機械の操作に気をとられる余りに、今度は心の発育が疎かにならないようにということを進めていくことをすごく懸念していますので、そういうところを教育委員会の方でしっかり見ていただいて、何か変化があるようでしたら早め早めに手を打つていただきたいと思ひます。

よろしく願ひします。

○勝本教育長

今のは、要望ということによろしいですかね。

○廣田委員

はい。

○勝本教育長

他にございませんか。

ないようでしたら、承認ということによろしいですか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認ということに認めたいと思います。

続きまして、議案第13号 長与町社会教育委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第13号 長与町社会教育委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

資料7ページから9ページになります。

長与町社会教育委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、委嘱した方は9名、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

御審議の方よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

9ページに載っているこの方々が、委員の皆さんでございます。

議案第13号につきましての質疑はございませんか。

ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第14号 長与町社会教育推進指導員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第14号 長与町社会教育推進指導員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

資料11ページから13ページになります。

こちら長与町社会教育推進指導員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、委嘱した方は10名、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

御審議の方よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

議案第14号についての質疑はございませんか。

よろしいですかね。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第15号 長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

それでは議案第15号 長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料15ページから17ページになります。

長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

前任者の人事異動に伴いまして、新たに委嘱をしたものでございます。

新たに委嘱した方は2名、任期は前任者の残任期間の令和4年3月31日までとなっております。

17ページに委員の名簿をつけておりますけども12番、13番の方に、今回新たに委嘱をするものでございます。

御審議の方よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

議案第15号について、質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようですので、承認と認めます。

続きまして、議案第16号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第16号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

資料19ページから21ページになります。

長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

こちら、前任者の人事異動に伴いまして、新たに委嘱したものでございます。

委嘱した方は3名、任期は前任者の残任期間の令和4年3月31日までで

ございます。

21ページの委員の名簿の中の8番、9番、10番の方が、今回新たに委嘱をさせていただいた方でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○勝本教育長

議案第16号について、質疑はございませんか。

よろしいですかね。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第17号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第17号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めるとにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料23ページから25ページになります。

長与町図書館協議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、委嘱した方は9名、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○勝本教育長

議案第17号についての質疑はございませんか。

ないということですので、承認と認めます。

続きまして、議案第18号 21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めるとにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第18号 21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めるとにつきまして提案理由を申し上げます。

資料27ページから29ページでございます。

21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので同条第2項の規定により承認を求めるとでございます。

前任者の人事異動等に伴いまして、新たに委嘱をしたもので、委嘱した方は2名、任期は前任者の残任期間の令和4年3月31日まででございます。

29ページ、委員の名簿の中の4番、5番の方2名が今回新たに委嘱をさせていただいた方でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○勝本教育長

では、議案第18号に質疑はございませんか。

ないようですので、承認と認めます。

続きまして議案第19号 長与町文化財保護委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第19号 長与町文化財保護委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料31ページから33ページになります。

長与町文化財保護委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、委嘱した方は、5名、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第19号についての質疑はございませんか。

ありませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第20号 長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第20号 長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料35ページから37ページになります。

長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は任期満了に伴うもので、委嘱した方は10名、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

議案第20号について、質疑はございませんか。

ありませんか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということで認めてよろしいですね。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして議案第21号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第21号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料39ページから41ページでございます。

長与町スポーツ推進委員の委嘱につきまして長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めます。

今回の委嘱は任期満了に伴うもので、委嘱した方は22名、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

議案第21号についての質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないということですので、承認と認めます。

以上で議事は終わりましたので、事務局に戻します。

○山本教育次長

それでは、6番のその他に移りたいと思います。

その他(1)の令和3年度学校訪問の日程変更についてでございます。

事務局よりお願いいたします。

○峰課長補佐

以前、令和3年の定例教育委員会の開催予定につきまして、お伝えをさせていただいております中で、6月14日からの学校訪問につきましてもお知らせをさせていただいております。

新学期が始まりまして、学校の予定等が示された中で、若干の変更があつてございますので、本日お知らせをさせていただきます。

当初、6月14、15、16、17日で予定をしておりました学校訪問を、水曜日16日を中止といたしまして、その分、金曜日に期間を延ばさせていただきます。

6月14、15、17、そして18日の金曜日で、予定の変更をさせていただきます。

また、最終日に定例教育委員会を予定しておりましたので、変更に伴いまして、6月18日金曜日、学校訪問終了後に、定例教育委員会を開催させていただきます。

また、学校訪問につきましては、詳しい日程等が決まり次第、お知らせをさせていただきます。

以上でございます。

○山本教育次長

何か御質問等ございませんでしょうか。

○廣田委員

失礼します。

今、コロナの感染拡大が懸念される場所なのですが、もし、長与町も人数が多くなったりしたときには、学校に負担をかけないように、ぜひ中止等の決断もしていただければと思います。まだわかりませんが、そうなったときには、よろしくお願ひします。

以上です。

○山本教育次長

お心遣いありがとうございます。

もし、コロナウイルス関係で、蔓延するようなことがありましたら、そのように対応させていただきたいと思ひますので、御了承の方お願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

そのほか委員さん方から何かございませんでしょうか。

他にないようであれば、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。